

スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン

平成 28 年 3 月 25 日
総 務 省

1 趣旨

近年、携帯電話事業者が販売する端末が共通化するとともに特にスマートフォンの価格が高額となり、携帯電話番号ポータビリティ（以下「MNP」という。）等により端末を購入する利用者のための電気通信役務の料金又は端末購入代金の高額な割引等が行われている。

スマートフォンと通信契約の販売とが一体的に行われ、様々な割引等が提供される結果、利用者にとっては端末価格や通信料金の負担について正確に理解することが困難になっている。

高額な割引等は、通信料金の高止まりの原因となるとの指摘があるとともに、端末購入を条件とした割引等を受けない利用者との公平性の観点や MVNO（電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りてサービスを提供する事業者をいう。）の新規参入・成長を阻害する点からも問題があると考えられる。

このため、携帯電話事業者は、スマートフォンについて、ライトユーザや割引等を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図るとともに、本ガイドラインに沿って、端末購入を条件とした割引等の適正化に取り組むことが求められる。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）及び電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

（1）事業者

電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者をいう。

（2）スマートフォン

タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをいう。）を有する移動端末設備であって、電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を用いた音声伝送役務による通話及び三・九一四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) 端末購入補助

スマートフォンの購入を条件として¹事業者が利用者に対して提供する携帯電話の電気通信役務の料金又はスマートフォンの購入代金の割引²（当該電気通信役務と併せて提供される役務の料金や物品の購入代金の割引を含む。）及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益³並びに販売店によるスマートフォンの販売に応じて事業者が販売店に対して支払う金銭をいう⁴。

3 端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方

事業者は、スマートフォンを購入する利用者には、端末を購入しない利用者との間で著しい不公平を生じないように、端末の調達費用に応じ、合理的な額の負担を求めることが適当である。

このため、事業者は、契約種別（MNP、新規契約又は機種変更等の別をいう。）や端末機種によって著しく異なる端末購入補助⁵の是正等により、利用者の負担が合理的な額となるよう端末購入補助を縮小するものとする⁶。

ただし、事業者は、端末の販売状況等を踏まえて在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合⁷、携帯電話の通信方式の変更若しくは周波数帯の移行を伴う場

¹ 端末の購入を条件としない場合であっても、MNPによる通信契約の締結を条件とする場合（端末の購入を伴わないSIMのみの通信契約の締結を条件とする場合を除く。）については、スマートフォンの購入を条件とするものとみなす。

² スマートフォンの購入を条件とした月々の利用可能データ通信量の増量については、データ通信量の増量を受けた後のデータ通信量を利用する場合に要する最も低廉な料金額との差額を、端末購入補助に含むものとする。

³ スマートフォンの購入を条件として、事業者が利用者に対して提供する、キャッシュバックなどの金銭のほか、商品券、ポイント等、利用者が自らの選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益が対象となる。事業者が提供するノベルティ等の物品の提供は含まれない。

⁴ 以下については、含まないものとする。

① 端末の引取りを条件としたスマートフォンの購入代金の割引等（当該引取りに係る端末の中古市場における一般的な買取価格を著しく超える場合は、当該一般的な買取価格を超える部分を除く。）

② 一定の年齢以上又は以下のいずれかを条件として、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

⁵ MNPにより端末を購入する場合の端末購入補助について、他事業者において機種変更する場合の補助と比較して、事業者の乗換えに伴って発生するスイッチングコスト（解除料、転出手数料及び新規契約事務手数料）相当額の補助の上乗せを行うことはあり得ると考えられる。この点を踏まえて、スマートフォンの購入に係る利用者の負担を全般的に合理的なものにするために、機種変更に係る端末購入補助の水準についても速やかに是正する必要がある。

⁶ このほか、電気通信役務の料金プランにかかわらず一定となっている端末購入補助を見直すことも考えられる。

⁷ 店頭における端末の販売状況から値引き等を行わなければ在庫の端末の解消が見込めず、追加の調達を行う予定もない場合等が該当する。総務省は、事業者に対し、対象とする端末の機種及びその理由について説明を求めるものとする。

合又は廉価端末⁸の場合には、スマートフォンの価格⁹に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で、端末購入補助を行うことができる。

4 総務省によるフォローアップ等

- (1) 総務省は、事業者から端末購入補助の適正化の取組状況について定期的に報告を求め、各事業者の取組の進捗について、フォローアップを行う。また、外部からの情報提供窓口の設置や店頭等における端末販売の実態調査の実施を通じて、上記の基本的な考え方に沿った端末購入補助の適正化が行われているかについて随時検証を行うものとする。
- (2) 総務省は、(1)の取組による結果を踏まえ、必要があると認めるときは、事業者に対して具体的な報告を求めるとともに、正当な理由なく本ガイドラインに沿った取組が適正に行われず、利用者間の著しい不公平を維持・拡大するなど電気通信の健全な発達に支障が生ずるおそれがあるときには、電気通信事業法第29条に基づく業務改善命令の発動を検討するものとする。

5 本ガイドラインの適用等

- (1) 本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用する。

なお、事業者が平成28年1月31日までに公表している、事業者が利用者に対して提供する端末購入補助であって一定の年齢以上又は以下のいずれかを条件とするものについては、同年5月31日までの間、適用しない。

- (2) 総務省は、本ガイドラインの適用後の端末購入補助の是正の状況や端末の流通への影響等も踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すものとする。
- (3) 電気通信事業報告規則様式第23の3の用語の解釈については、脚注1から4までの例による。この場合において、「スマートフォン」とあるのは、「移動端末設備」と読み替えるものとする。

⁸ 事業者が直接利用者に販売する場合における小売価格又は事業者が販売店に卸し売りする場合における卸売価格が税抜30,000円以下の端末とする。ただし、当該小売価格又は卸売価格が調達費用を下回る場合には該当しない。

⁹ 事業者が直接利用者に販売する場合においては小売価格、事業者が販売店に卸し売りする場合においては卸売価格をいう。